

チャイルドシート購入助成金Q&A

Q1	子どもが生まれる1か月前にチャイルドシートを購入しました。助成の対象となりますか。	A1	助成の対象になります。 ただし、購入日から6か月以内に申請する必要があるため、早めに申請書を提出してください。
Q2	チャイルドシートを購入したときは子どもが生後11か月でしたが、申請する前に1歳になってしまいました。今からでも申請はできますか。	A2	申請できます。 購入日から6か月以内であれば、申請日時時点で満1歳になっていても大丈夫です。
Q3	単身赴任で、私（父親）だけがたつの市に住んでおり、子ども（乳児）は市外に妻（母親）と住んでいます。児童手当は私がたつの市で受け取っています。その場合は、助成の対象となりますか。	A3	対象外です。 たつの市において児童を養育する方への負担軽減という趣旨であるため、保護者と児童が同居していることが要件となります。
Q4	夫（父親）は単身赴任で市外に住んでいますが、私（母親）と子ども（乳児）はたつの市内で同居しています。助成の対象となりますか。	A4	対象となります。 その場合は、母親名義で申請していただき、母親の口座への振込みとなります。
Q5	チャイルドシートを購入したときの領収書をなくしてしまいましたが、申請できますか。	A5	領収書の代わりとなる販売証明書に、購入した店舗で記載・押印してもらってください。 領収書又は販売証明書がない場合は、申請することができません。
Q6	チャイルドシートをインターネットで注文し支払方法はクレジット払いにしましたが、申請書の添付書類には何を用意すればいいですか。	A6	注文書又は納品書（販売業者名、注文者名、注文日、商品名、商品金額の確認ができるもの）、クレジットカードの利用明細書及び当該クレジット払いの引き落としが分かる通帳の写しが必要となります。
Q7	私（父親）の自動車と妻の自動車の両方に1台ずつ装着するため、チャイルドシートを2台購入しましたが、2台とも助成の対象となりますか。	A7	助成の対象となるのは、乳児1人につき1台となりますので、どちらか1台のみを申請してください。
Q8	チャイルドシートを知人から譲り受け、使用していましたが、壊れてしまったので新しいものを購入しました。申請できますか。（助成金の申請は今回初めて）	A8	申請できます。ただし購入日において対象の児童が0歳であり購入の日から6か月以内に申請する必要があります。
Q9	もうすぐ1歳になる子どものために、チャイルドシートを購入する予定ですが、乳児用ではありません。申請できますか。（助成金の申請は今回初めて）	A9	乳児用でなくても申請できます。ただし、対象の児童が1歳になるまでに購入したものに限り、また、購入日から6か月以内に申請していただく必要があります。
Q10	もうすぐ子どもが生まれますが、その子には上（兄・姉）の子どもが使用していた乳児用のチャイルドシートがあるため、幼児用のチャイルドシート（ジュニアシート）を購入する予定です。その場合は、助成の対象になりますか。（助成金の申請は今回初めて）	A10	対象となる児童が将来使用するために購入したものであれば、幼児用のチャイルドシート（ジュニアシート）でも対象となります。ただし、対象の児童が1歳になるまでに購入したものに限り、また、購入日から6か月以内に申請していただく必要があります。
Q11	生まれた子どものために祖父母がチャイルドシートを購入してくれましたが、助成の対象になりますか。	A11	申請できる購入者は、生まれた子どもと同居する保護者に限ります。 また、領収書や販売証明書に宛名の記載がある場合は、記載のある方の名前で申請をしていただきます。
Q12	チャイルドシートを購入した際、割引がありました。その場合、割引前の金額に対して助成をしてもらえますか。ポイントや商品券等を利用して購入した場合は、どうなりますか。	A12	割引後の実際に支払われた金額が助成の対象となります。その際、同時に複数の商品を購入されていた場合は、各商品の代金に対して割引額を案分して計算します。 また、ポイントや商品券等を利用して購入した際にも、ポイントや商品券等の支払額を差し引き、実際に支払われた金額が助成の対象となります。